

平成 2 8 年 第 2 回

各務原市議会定例会議案

平成 2 8 年 6 月 3 日

目 次

専第 1 号	専決処分の承認について（平成 2 7 年度各務原市一般会計補正予算（第 5 号））	別冊
専第 2 号	専決処分の承認について（平成 2 7 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号））	別冊
専第 3 号	専決処分の承認について（各務原市税条例等の一部を改正する条例）	1 頁
議第 6 1 号	平成 2 8 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 6 2 号	平成 2 8 年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 6 3 号	平成 2 8 年度各務原市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 6 4 号	各務原市税条例等の一部を改正する条例について	7 頁
議第 6 5 号	各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 頁
議第 6 6 号	各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 4 頁
議第 6 7 号	各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 6 頁
議第 6 8 号	各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 8 頁
議第 6 9 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	2 1 頁
議第 7 0 号	各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	2 4 頁
議第 7 1 号	各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	2 6 頁
議第 7 2 号	各務原市都市景観条例の一部を改正する条例について	2 8 頁
議第 7 3 号	財産の取得について（地方自治体情報セキュリティ強化対策事業機器）	3 0 頁
議第 7 4 号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	3 2 頁

議第 7 5 号	市道路線の認定について（市道蘇南 1 3 2 号線ほか 2 路線）	3 4 頁
議第 7 6 号	市道路線の廃止及び認定について（市道蘇北 7 3 1 号線ほか 2 路線）	3 8 頁
議第 7 7 号	各務原市教育委員会委員の任命について	4 1 頁
議第 7 8 号	各務原市固定資産評価員の選任について	4 3 頁
議第 7 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 5 頁

専第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年6月3日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第8号

各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第24号

各務原市税条例等の一部を改正する条例

(各務原市税条例の一部改正)

第1条 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第41条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第44条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第47条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第114条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

第116条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第9条の2中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項」に、「第28項」を「第34項」に改める。

附則第9条の3第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第6項を第12項とし、第5項を第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第9条の3第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第9条の4第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第11条の3及び第12条の2の2中「第20項」を「第19項」に改める。

(各務原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 各務原市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「「3,600円」に係る部分に限る。）」の次に「及び同号イの改正規定」を加える。

附則第3条第2項中「限る。）」の次に「、同号イ」を加える。

第3条 各務原市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第81条の4第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同表第81条の4第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第81条の4第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第81条の4第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第81条の7の項中「第81条の7」を「第81条の7第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第81条の7の項の項中「第81条の7」を「第81条の7第1項」に改め、同条第12項の表第

7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第81条の7の項の項中「第81条の7」を「第81条の7第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第81条の7の項の項中「第81条の7」を「第81条の7第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の各務原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の3第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第9条の3第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第9条の3第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第9条の3第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第9条の3第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第9条の3第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第9条の4第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第9条の3第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議第64号

各務原市税条例等の一部を改正する条例について

各務原市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例等の一部を改正する条例

(各務原市税条例の一部改正)

第1条 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第38条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第38条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第38条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第38条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第33条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「各納期限」の次に「（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第31条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第38条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正

申告書の提出期限) までの期間

第39条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし、」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

（各務原市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 各務原市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、各務原市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第9条第3号の項中「第38条第1項の申告

書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、「」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の各務原市税条例（次項において「新条例」という。）第33条第4項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に同条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例第38条第5項及び第39条第4項の規定は、施行日以後に新条例第38条第3項又は第39条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

議第 6 5 号

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例について

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めよ
うとする。

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成8年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第3号中「510円
48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改
める。

第4条第1項第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同
号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第4条の2中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について
適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第66号

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地域包括支援センターの人員配置基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウ中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に、「修了した者」を「修了した者であって、当該研修又は主任介護支援専門員更新研修（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対する改正後の第4条第1号ウの規定の適用については、当該規定中「当該研修又は主任介護支援専門員更新研修（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する

議第67号

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

指定小規模多機能型居宅介護の人員に係る基準を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第39条まで」を「第39条(第5項を除く。)まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第68号

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

職員配置に係る特例を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項第1号中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第3項及び第31条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第43条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項第1号中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則に次の4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免

許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 9 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

個人番号の利用の範囲を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を次のように改める。

5 削除	
------	--

別表第2の13の項中

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を 「外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの」 に

」

改め、同表19の項中

「

障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
準保護福祉医療費関係情報であって規則で定めるもの

を 「障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの」 に

」

改め、同表24の項を次のように改める。

24 削除		
-------	--	--

第2条 各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人番号の利用範囲）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。以下「幼稚園」という。）は、別表第1の5の項の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。

別表第1の5の項を次のように改める。

5 市長	幼稚園の設置者又は園長（以下「設置者等」という。）に対し、当該幼稚園に就園する幼児に係る入園料及び保育料の減免をする場合に交付する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2の19の項中「（平成24年法律第65号）」を削り、同表24の項を次のように改める。

24 市長	幼稚園の設置者等に対し、当該幼稚園に就園する幼児に係る入園料及び保育料の減免をする場合に交付する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

議第70号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第5条第2項及び第5項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議第71号

各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

電気事業法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

各務原市道路占用料徴収条例（昭和57年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第3号中「第2条第1項第10号に規定する電気事業者（卸供給事業者を除く。）」を「第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）」に改め、同項第5号中「第一種電気通信事業者」を「電気通信設備（電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者が設置する同条第2号の電気通信設備をいう。）」に改める。

別表中 「 令第7条第8号に掲げる施設並びに同条第9号に掲げる施設及び自動車駐車場 」 を 「 令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第72号

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例について

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

電気事業法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市都市景観条例の一部を改正する条例

各務原市都市景観条例（平成18年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「架空電線路用並びに」を「架空電線路用及び」に、「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「及び同項第12号に規定する卸供給事業者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第73号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野 健 司

1 取得する物件

地方自治体情報セキュリティ強化対策事業機器

(内訳)

品 名	数 量
通信機器	一式
リモートデスクトップ用サーバ機器	一式
リモートデスクトップ用システムソフトウェア及び周辺機器	一式
生体認証機器	一式

2 取得の方法 指名競争入札

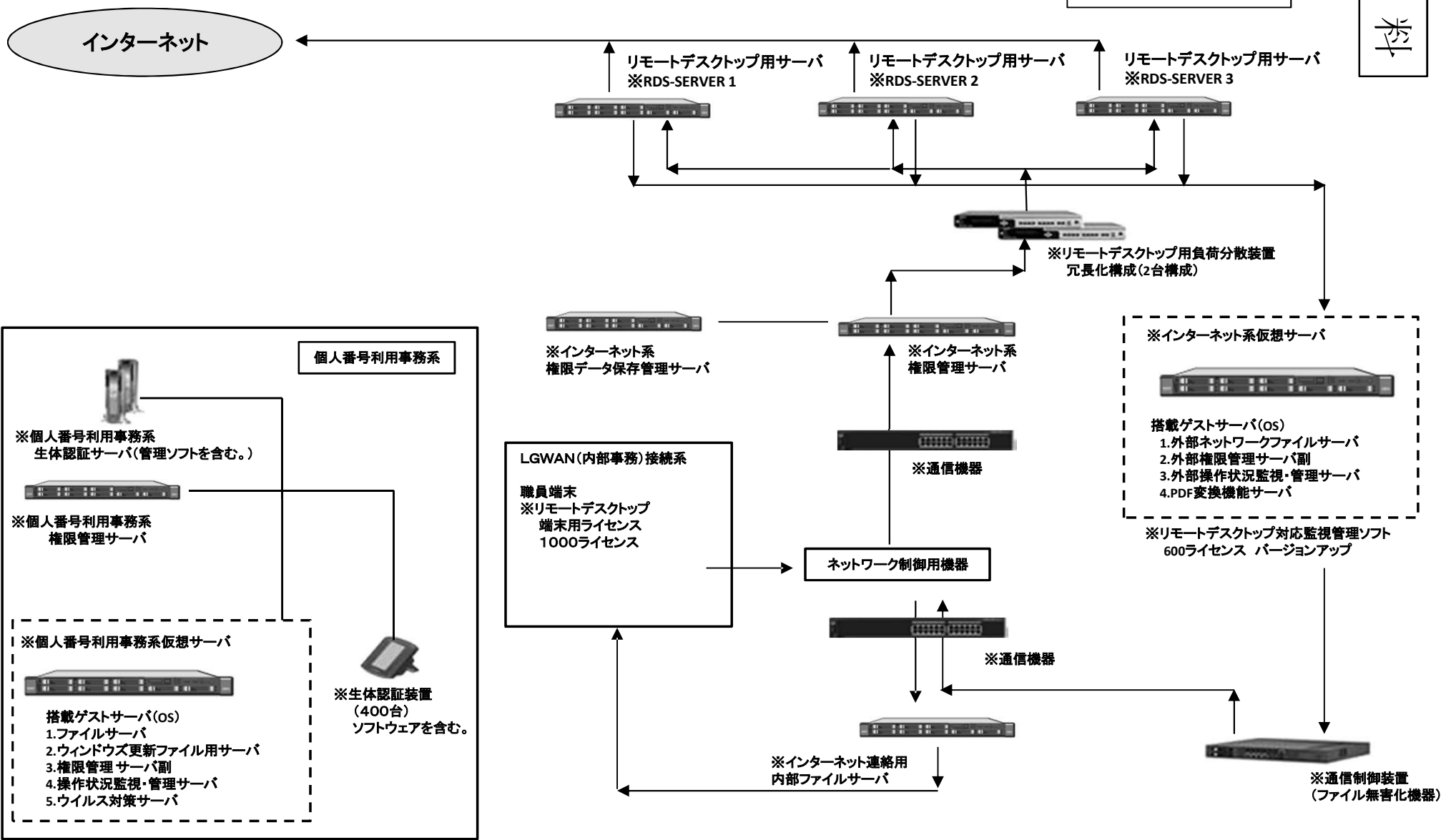
3 取得の価格 46,008,000円

4 取得の相手方 岐阜市日置江1丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役 田 中 靖 哲

概要図



※ 調達対象機器等

インターネット

リモートデスクトップ用サーバ ※RDS-SERVER 1
リモートデスクトップ用サーバ ※RDS-SERVER 2
リモートデスクトップ用サーバ ※RDS-SERVER 3

※リモートデスクトップ用負荷分散装置
冗長化構成(2台構成)

※インターネット系
権限データ保存管理サーバ

※インターネット系
権限管理サーバ

※インターネット系仮想サーバ

搭載ゲストサーバ(OS)
 1.外部ネットワークファイアサーバ
 2.外部権限管理サーバ副
 3.外部操作状況監視・管理サーバ
 4.PDF変換機能サーバ

※リモートデスクトップ対応監視管理ソフト
600ライセンス バージョンアップ

LGWAN(内部事務)接続系

職員端末
 ※リモートデスクトップ
 端末用ライセンス
 1000ライセンス

ネットワーク制御用機器

通信機器

通信機器

※インターネット連絡用
内部ファイルサーバ

※通信制御装置
(ファイル無害化機器)

個人番号利用事務系

※個人番号利用事務系
生体認証サーバ(管理ソフトを含む。)

※個人番号利用事務系
権限管理サーバ

※生体認証装置
(400台)
ソフトウェアを含む。

※個人番号利用事務系仮想サーバ

搭載ゲストサーバ(OS)
 1.ファイルサーバ
 2.ウィンドウズ更新ファイル用サーバ
 3.権限管理サーバ副
 4.操作状況監視・管理サーバ
 5.ウイルス対策サーバ

議第74号

財産の取得について

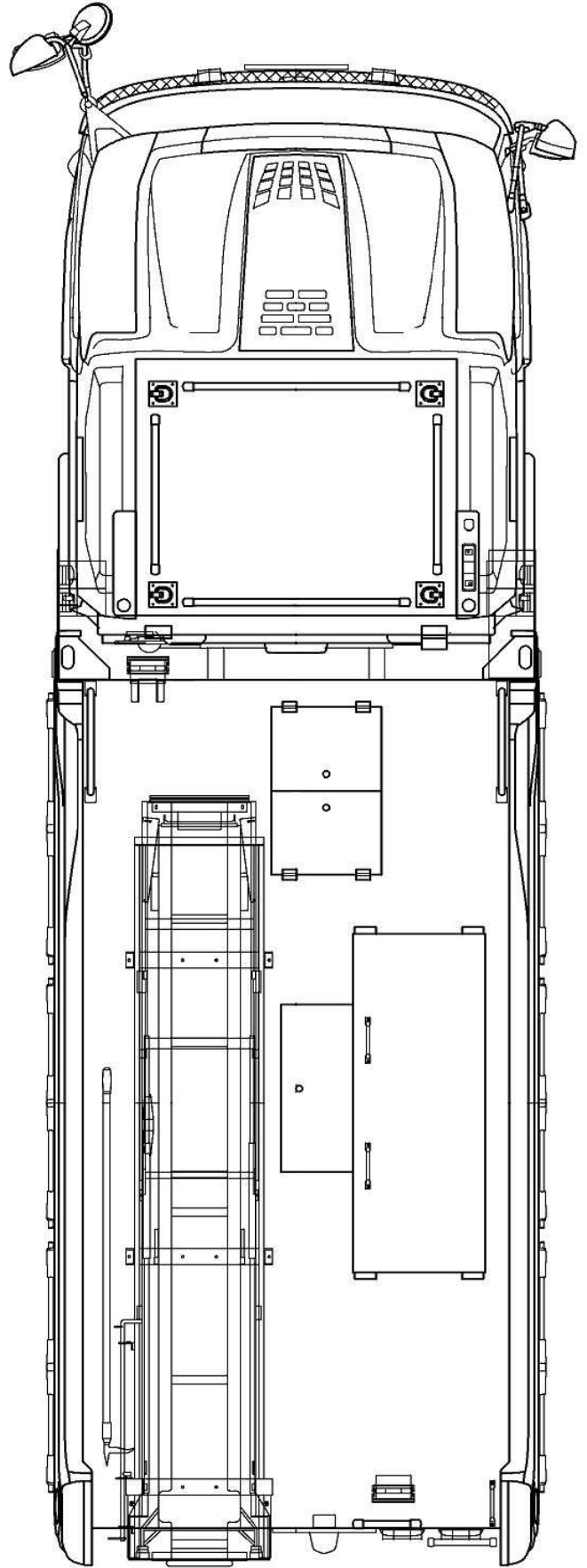
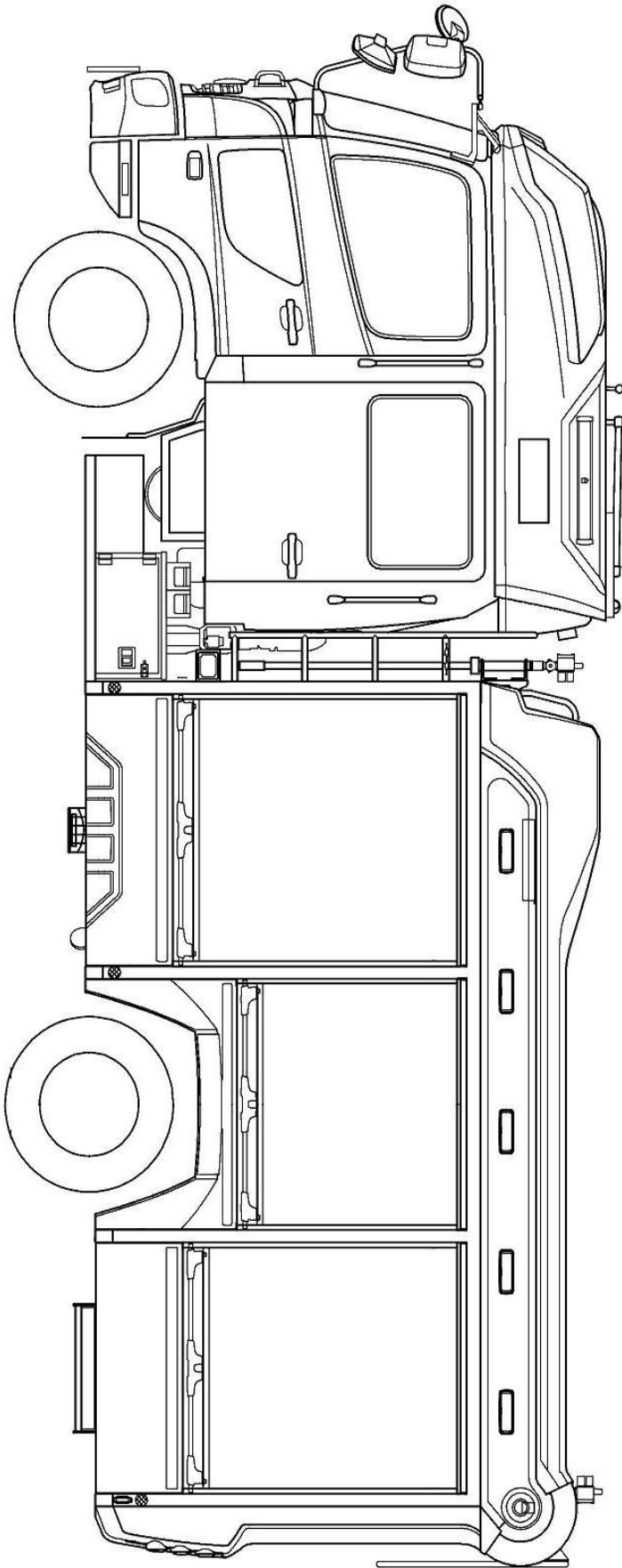
次のとおり財産を取得するものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 取得する物件 水槽付消防ポンプ自動車
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得の価格 55,084,240円
- 4 取得の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 白井 潔

資料



議第 75 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

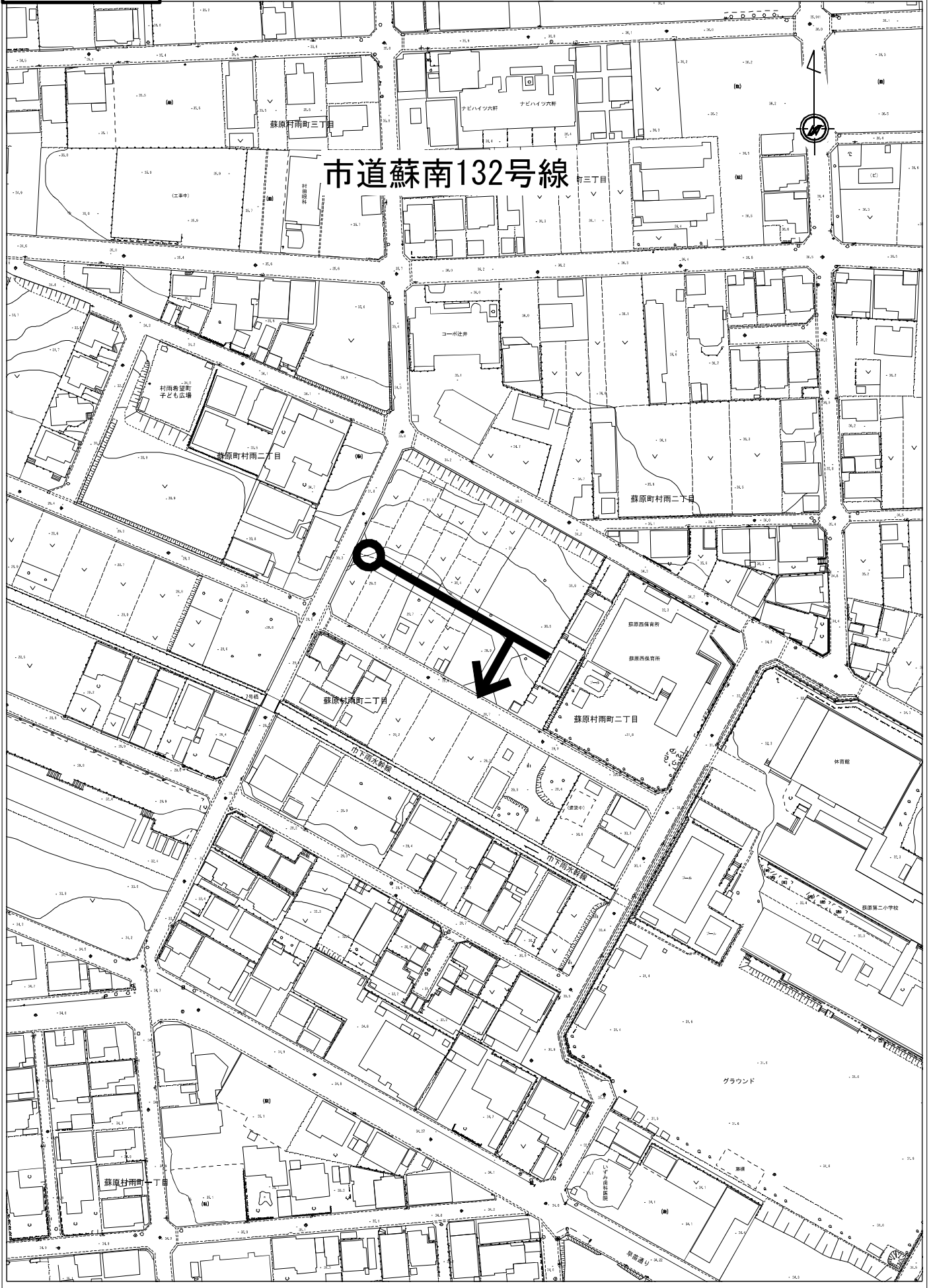
平成 28 年 6 月 3 日提出

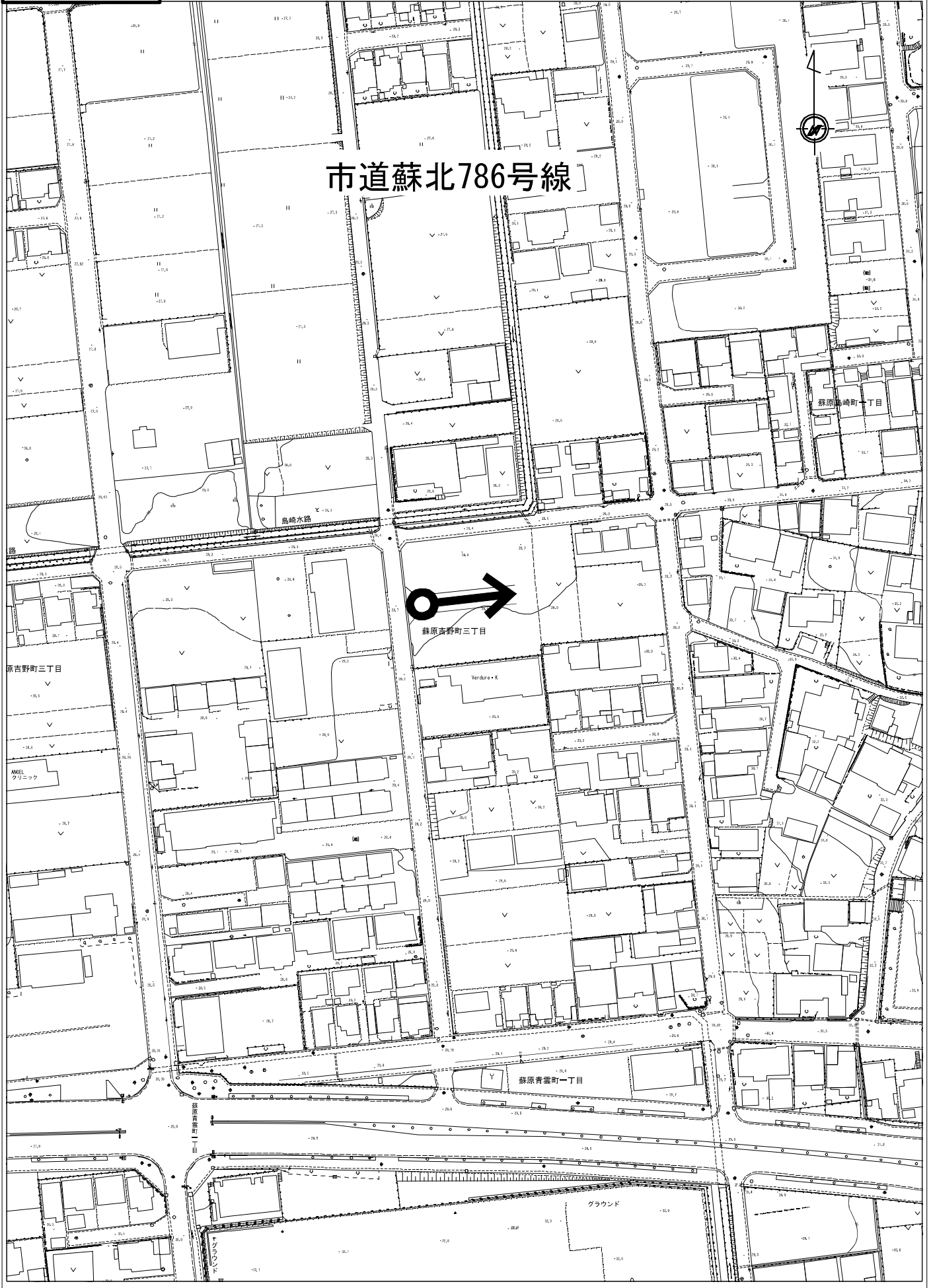
各務原市長 浅野 健 司

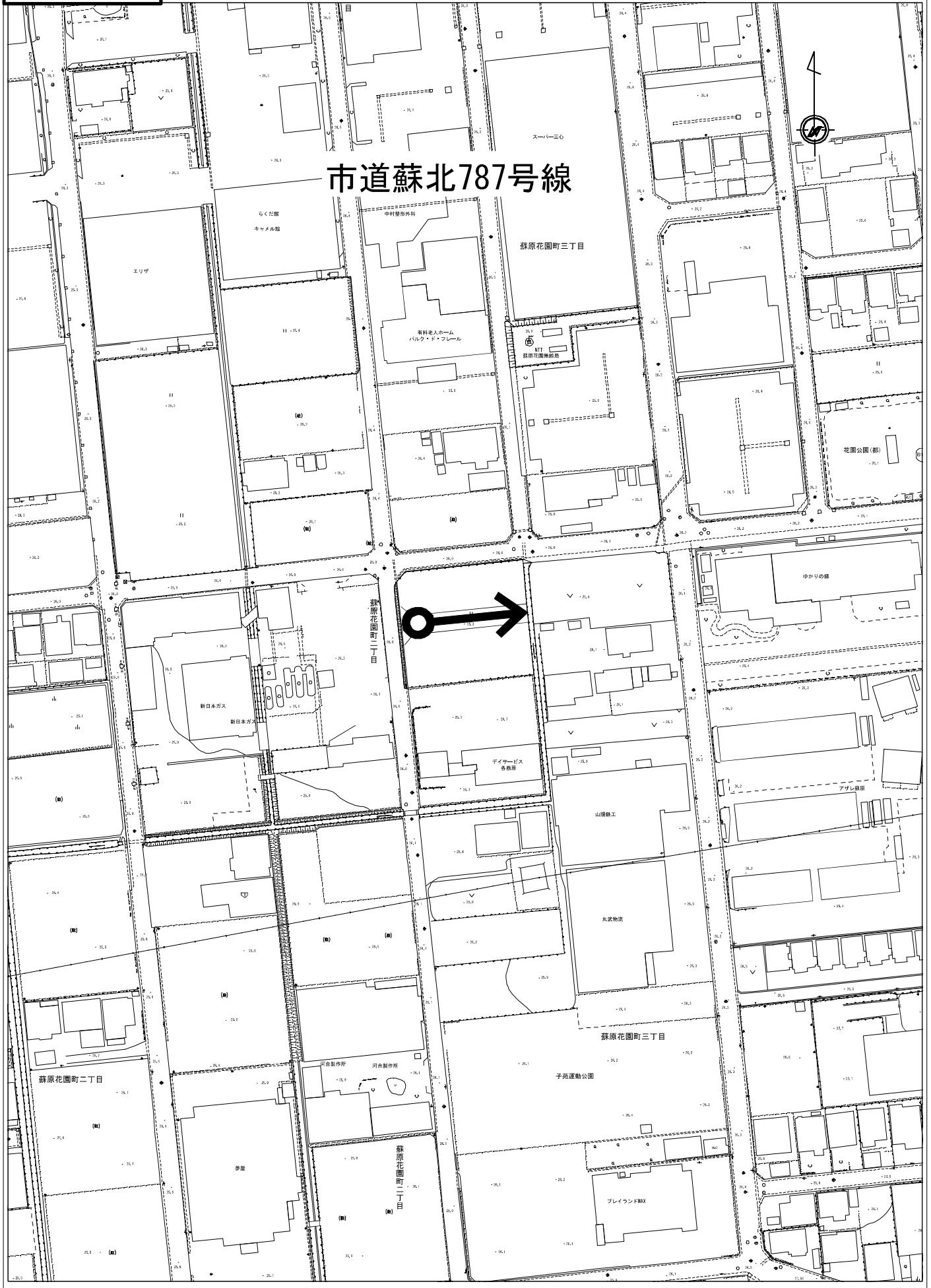
提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

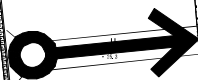
路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 蘇南 132 号線	各務原市蘇原村雨町 2 丁目 30 番 10	地先から
	各務原市蘇原村雨町 2 丁目 31 番 7	地先まで
市道 蘇北 786 号線	各務原市蘇原吉野町 3 丁目 124 番 3	地先から
	各務原市蘇原吉野町 3 丁目 124 番 1	地先まで
市道 蘇北 787 号線	各務原市蘇原花園町 3 丁目 19 番 1	地先から
	各務原市蘇原花園町 3 丁目 19 番 5	地先まで







市道蘇北787号線



議第76号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

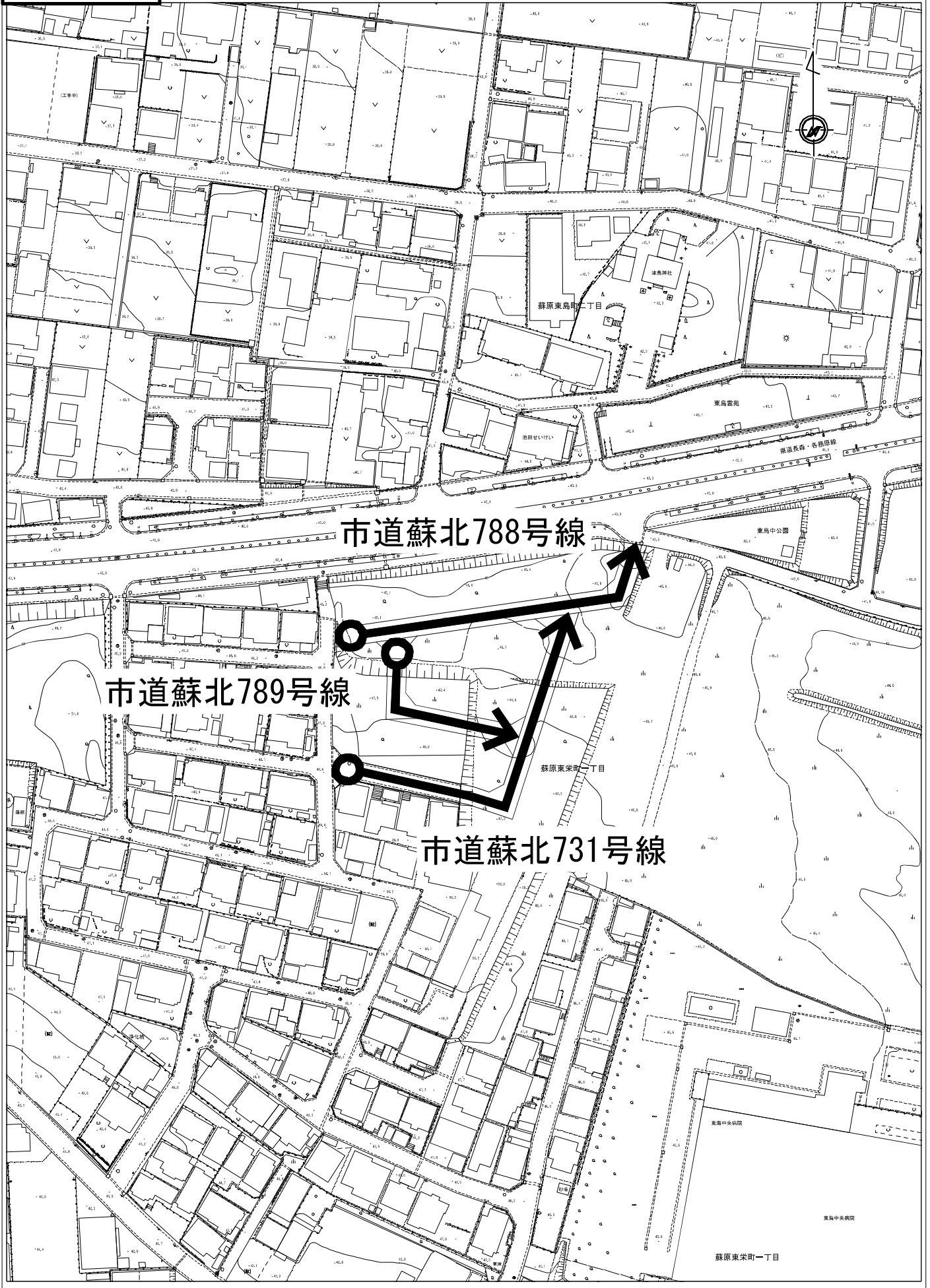
開発行為に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 蘇北731号線	各務原市蘇原東栄町1丁目47番1	地先から
	各務原市蘇原東栄町1丁目45番5	地先まで

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 蘇北731号線	各務原市蘇原東栄町1丁目45番31	地先から
	各務原市蘇原東栄町1丁目45番36	地先まで
市道 蘇北788号線	各務原市蘇原東栄町1丁目45番1	地先から
	各務原市蘇原東栄町1丁目45番21	地先まで
市道 蘇北789号線	各務原市蘇原東栄町1丁目45番34	地先から
	各務原市蘇原東栄町1丁目45番38	地先まで



議第77号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市蘇原旭町※※※※※※※※※

氏 名 鈴木みずほ

生年月日 昭和44年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員梶浦玲子氏の任期が6月30日に満了するため、その後任に鈴木みずほ氏を任命しようとする。

議第78号

各務原市固定資産評価員の選任について

各務原市固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 愛知県一宮市木曾川町※※※※※※※

氏 名 岩田智也

生年月日 昭和37年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価員谷野好伸氏から辞任の申出があったため、その後任に岩田智也氏を選任しようとする。

議第79号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成28年6月3日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市那加桐野町※※※※※※※※

氏 名 村 瀬 み ど り

生年月日 昭和29年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員浅野妙子氏の任期が9月30日に満了するため、その後任の候補者に村瀬みどり氏を推薦しようとする。

